

騒音規制法

特定施設届出書関係 記入例

令和7年10月

柏市環境部環境政策課

目 次

1 様式の 記入例

1-1 様式1 特定施設設置届出書	… P1-1,P1-2
1-2 様式2 特定施設使用届出書	… P1-3,P1-4
1-3 様式3 特定施設の種類ごとの数変更届出書	… P1-5,P1-6
1-4 様式4 騒音の防止の方法変更届出書	… P1-7,P1-8
1-5 様式6 氏名等変更届出書	… P1-9
1-6 様式7 特定施設使用全廃届出書	… P1-10
1-7 様式8 承継届出書	… P1-11

2 図面等の作成例

2-1 騒音規制法の届出に添付する図面等の概要	… P2-1
2-2 特定施設の構造等の概要図・騒音及び振動の防止の方法等の概要図の例	… P2-2
2-3 特定施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図の例	… P2-3
2-4 工場等の敷地境界線における騒音・振動の大きさの計算書の例	… P2-4
2-5 工場・事業場への案内図の例	… P2-5

3 関係資料

3-1 騒音規制法施行令（特定施設関係抜粋）	… P3-1
3-2 騒音規制法の特定工場等に係る規制基準（第三条，第四条関係）	… P3-2,P3-3

1 様式の記入例

騒音規制法の規定による特定施設届出の種類及び書類等

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出様式 (様式の記入例のカッコ内のページを参照すること)	添付書類等 (図面等の作成例のページを参照すること)
設置届出書 (第6条第1項)	工事着手の 30日以前	様式第1 (1-1,1-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置届出書、使用届出書共通 ア 特定施設の構造とその寸法を記入した概要図 イ 騒音の防止の方法（消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音屏の設置等）の概要を明らかにする概要図 ウ 特定施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図 エ 工場等の敷地境界線における騒音の大きさの計算書 オ 工場・事業場への案内図
使用届出書 (第7条第1項)	これまでに 該当しなかつた施設が、 新たに特定施設になった 日から30日以内	様式第2 (1-3,1-4)	
種類ごとの数 変更届出書 (第8条第1項)	工事着手の 30日以前	様式第3 (1-5,1-6)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更内容を説明する書類及び図面（変更前後の状況を明らかにする図面等の内、下記に示すもの） ア 特定施設の構造とその寸法を記入した概要図 イ 騒音の防止の方法（消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音屏の設置等）の概要を明らかにする概要図 ウ 特定施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図 エ 工場等の敷地境界線における騒音の大きさの計算書（廃止する施設については添付は不要） オ 工場・事業場への案内図
騒音の防止の方法 変更届出書 (第8条第1項)	工事着手の 30日以前	様式第4 (1-7,1-8)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更内容を説明する書類及び図面（変更前後の状況を明らかにする図面等の内、下記に示すもの） ア 特定施設の構造とその寸法を記入した概要図 イ 騒音の防止の方法（消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音屏の設置等）の概要を明らかにする概要図 ウ 特定施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図 エ 工場等の敷地境界線における騒音の大きさの計算書 オ 工場・事業場への案内図
氏名等変更届出書 (第10条)	変更のあつた 日から30日以内	様式第6 (1-9)	
使用全廃届出書 (第10条)	施設のすべての使用を 廃止した日から30日 以内	様式第7 (1-10)	
承継届出書 (第11条第3項)	承継のあつた 日から30日以内	様式第8 (1-11)	

特定施設設置届出書

●●年●●月●●日

柏市長 宛

① 届出者 ●●県●●市●●町●●丁目●●番●●号
●●株式会社 代表取締役 ●● ●●

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

② 工場又は事業場の名称	●●株式会社 柏工場		※ 整理番号		
③ 工場又は事業場の所在地	柏市●●町●●丁目 ●●番●●号		※ 受理年月日		年 月 日
④ 工場又は事業場の事業内容	●●の製造		※ 施設番号		
⑤ 常時使用する従業員数	****人		※ 審査結果		
⑥ △騒音の防止の方法	別紙のとおり。		※ 備考		
⑦ 特定施設の種類	⑧ 型式	⑨ 公称能力	⑩ 数	⑪ 使用開始時刻 (時・分)	⑫ 使用終了時刻 (時・分)
2. 空気圧縮機	*****	7.5Kw	3	8:00	22:30

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第1 特定施設設置届出書 記入項目

項 目		内 容
①	届出者	届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名を記入すること
②	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の名称を記入すること
③	工場又は事業場の所在地	工場又は事業場の所在地を記入すること
④	工場又は事業場の事業内容	工場又は事業場の事業内容を記入すること
⑤	常時使用する従業員数	常時使用する従業員数を記入すること
⑥	騒音の防止の方法	騒音の防止の方法の図面を作成すること
⑦	特定施設の種類	特定施設の種類を記入すること
⑧	特定施設の型式	特定施設の型式を記入すること
⑨	特定施設の公称能力	特定施設の公称能力を記入すること
⑩	特定施設の台数	特定施設の台数を記入すること
⑪	特定施設の使用開始時刻	特定施設の使用開始時刻を記入すること
⑫	特定施設の使用終了時刻	特定施設の使用終了時刻を記入すること

様式には次の書類を添付すること(詳細は図面等の作成例を参考とすること)

- ア 特定施設の構造とその寸法を記入した概要図
- イ 騒音の防止の方法(消音器の設置,音源室内の防音措置,遮音屏の設置等)の概要を明らかにする概要図
- ウ 特定施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図
- エ 工場等の敷地境界線における騒音の大きさの計算書
- オ 工場・事業場への案内図

特定施設使用届出書

●●年●●月●●日

柏市長 宛

① 届出者 ●●県●●市●●町 ●丁目●番●号
●●株式会社 代表取締役 ●● ●●

騒音規制法第7条第1項の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

② 工場又は事業場の名称	●●株式会社 柏工場		※	整理番号	
③ 工場又は事業場の所在地	柏市●●町●丁目 ●番●号		※	受理年月日	年 月 日
④ 工場又は事業場の事業内容	●●の製造		※	施設番号	
⑤ 常時使用する従業員数	****人		※	審査結果	
⑥ △騒音の防止の方法	別紙のとおり。		※	備考	
⑦ 特定施設の種類	⑧ 型式	⑨ 公称能力	⑩ 数	⑪ 使用開始時刻 (時・分)	⑫ 使用終了時刻 (時・分)
2. 空気圧縮機	*****	7.5Kw	3	8:00	22:30

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第2 特定施設使用届出書 記入項目

項 目		内 容
①	届出者	届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名を記入すること
②	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の名称を記入すること
③	工場又は事業場の所在地	工場又は事業場の所在地を記入すること
④	工場又は事業場の事業内容	工場又は事業場の事業内容を記入すること
⑤	常時使用する従業員数	常時使用する従業員数を記入すること
⑥	騒音の防止の方法	騒音の防止の方法の図面を作成すること
⑦	特定施設の種類	特定施設の種類を記入すること
⑧	特定施設の型式	特定施設の型式を記入すること
⑨	特定施設の公称能力	特定施設の公称能力を記入すること
⑩	特定施設の台数	特定施設の台数を記入すること
⑪	特定施設の使用開始時刻	特定施設の使用開始時刻を記入すること
⑫	特定施設の使用終了時刻	特定施設の使用終了時刻を記入すること

様式には次の書類を添付すること(詳細は図面等の作成例を参考とすること)

ア 特定施設の構造とその寸法を記入した概要図

イ 騒音の防止の方法(消音器の設置,音源室内の防音措置,遮音屏の設置等)の概要を明らかにする概要図

ウ 特定施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図

エ 工場等の敷地境界線における騒音の大きさの計算書

オ 工場・事業場への案内図

様式第3

特定施設の種類ごとの数変更届出書

●●年●●月●●日

柏市長 宛

① 届出者 ●●県●●市●●町 ●丁目●番●号
●●株式会社 代表取締役 ●●●●

騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

② 工場又は事業場の名称	●●株式会社 柏工場	※ 整理番号						
③ 工場又は事業場の所在地	柏市●●町●丁目 ●番●号	※ 受理年月日		年 月 日				
		※ 施設番号						
		※ 審査結果						
		※ 備考						
③ 特定施設の種類	④ 型式	⑤ 公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			⑥ 変更前	⑦ 変更後	⑧ 変更前(時・分)	⑨ 変更後(時・分)	⑩ 変更前(時・分)	⑪ 変更後(時・分)
2. 空気圧縮機	**** **	7.5Kw	3	2	8:00	22:30	9:00	20:00

- 備考 1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であつても、法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3 特定施設の種類ごとの数変更届出書 記入項目

項 目		内 容
①	届出者	届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名を記入すること
②	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の名称を記入すること
③	工場又は事業場の所在地	工場又は事業場の所在地を記入すること
④	特定施設の種類	特定施設の種類を記入すること
⑤	特定施設の型式	特定施設の型式を記入すること
⑥	特定施設の公称能力	特定施設の公称能力を記入すること
⑦	特定施設の変更前の台数	特定施設の変更前の台数を記入すること
⑧	特定施設の変更後の台数	特定施設の変更後の台数を記入すること
⑨	特定施設の変更前の使用開始時刻	特定施設の変更前の使用開始時刻を記入すること
⑩	特定施設の変更後の使用開始時刻	特定施設の変更後の使用開始時刻を記入すること
⑪	特定施設の変更前の使用終了時刻	特定施設の変更前の使用終了時刻を記入すること
⑫	特定施設の変更後の使用終了時刻	特定施設の変更後の使用終了時刻を記入すること

様式には次の書類を添付すること

- ・ 変更内容を説明する書類及び図面（変更前後の状況を明らかにする図面等の内、下記に示すもの。詳細は図面等の作成例を参考とすること）
 - ア 特定施設の構造とその寸法を記入した概要図
 - イ 騒音の防止の方法（消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音屏の設置等）の概要を明らかにする概要図
 - ウ 特定施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図
 - エ 工場等の敷地境界線における騒音の大きさの計算書（廃止する施設については添付は不要）
 - オ 工場・事業場への案内図

様式第4

騒音の防止の方法変更届出書

●●年●●月●●日

柏市長 宛

① 届出者 ●●県●●市●●町 ●丁目●番●号
●●株式会社 代表取締役 ●●●●

騒音規制法第8条第1項の規定により、騒音の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

② 工場又は事業場の名称	●●株式会社 柏工場	※ 整 理 番 号	
③ 工場又は事業場の所在地	柏市●●町●丁目 ●番●号	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
△騒音の防止の方法	④ 変 更 前 ⑤ 変 更 後	※ 施 設 番 号	
	別紙のとおり。	※ 審 査 結 果	
		※ 備 考	

- 備考 1 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第4 騒音の防止の方法変更届出書 記入項目

項 目		内 容
①	届出者	届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名を記入すること
②	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の名称を記入すること
③	工場又は事業場の所在地	工場又は事業場の所在地を記入すること
④	変更前の騒音の防止の方法	変更前の騒音の防止の方法の図面を作成すること
⑤	変後前の騒音の防止の方法	変更後の騒音の防止の方法の図面を作成すること

様式には次の書類を添付すること

- ・ 変更内容を説明する書類及び図面(変更前後の状況を明らかにする図面等の内, 下記に示すもの。詳細は図面等の作成例を参考とすること)

ア 特定施設の構造とその寸法を記入した概要図

イ 騒音の防止の方法(消音器の設置,音源室内の防音措置,遮音塀の設置等)の概要を明らかにする概要図

ウ 特定施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図

エ 工場等の敷地境界線における騒音の大きさの計算書

オ 工場・事業場への案内図

様式第6

氏名等変更届出書

●●年●●月●●日

柏市長 宛

① 届出者 ●●県●●市●●町 ●丁目●番●号
●●株式会社 代表取締役 ■■ ■■

氏名(名称,住所,所在地)に変更があつたので,騒音規制法第10条の規定により,次のとおり届け出ます。

変更の内容	②変更前	●●株式会社 代表取締役 ●● ●● ●●	※ 整理番号	
	③変更後	●●株式会社 代表取締役 ■■ ■■	※ 受理年月日	年 月 日
④ 変更年月日		**年**月**日	※ 施設番号	
⑤ 変更の理由		○○のため	※ 備考	

- 備考 1 ※印の欄には,記載しないこと。
2 用紙の大きさは,日本産業規格A4とすること。

様式第6 氏名等変更届出書 記入項目

項目		内容
①	届出者	届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名を記入すること
②	変更の内容(変更前)	変更前の氏名等の届出内容を記入すること
③	変更の内容(変更後)	変更後の氏名等の届出内容を記入すること
④	変更年月日	氏名等の届出内容を変更した年月日を記入すること
⑤	変更の理由	氏名等の届出内容を変更した理由を記入すること

様式第7

特定施設使用全廃届出書

●●年●●月●●日

柏市長 宛

① 届出者 ●●県●●市●●町 ●丁目●番●号
●●株式会社 代表取締役 ●●●●

特定施設のすべての使用を廃止したので、騒音規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

② 工場又は事業場の名称	●●株式会社 柏工場	※ 整理番号	
③ 工場又は事業場の所在地	柏市●●町●丁目● 番●号	※ 受理年月日	年 月 日
④ 使用全廃の年月日	**年**月**日	※ 施設番号	
⑤ 使用全廃の理由	○○のため	※ 備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7 特定施設使用全廃届出書 記入項目

項 目		内 容
①	届出者	届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名を記入すること
②	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の名称を記入すること
③	工場又は事業場の所在地	工場又は事業場の所在地を記入すること
④	使用全廃の年月日	使用全廃の年月日を記入すること
⑤	使用全廃の理由	使用全廃の理由を記入すること

様式第8

承 継 届 出 書

●●年●●月●●日

柏市長 宛

① 届出者 ▼▼県▼▼市▼▼町▼▼番地
▼▼株式会社 代表取締役社長 ▼▼

特定施設に係る届出者の地位を継承したので、騒音規制法第11条第3項の規定により、次 のとおり届けます。

②	工場又は事業場の名称	●●株式会社 柏工場	※ 整理番号	
③	工場又は事業場の所在地	柏市●●町●●丁目●● 番●●号	※ 受理年月日	年 月 日
④	承継の年月日	**年**月**日	※ 施設番号	
被 承 継 者	⑤ 氏名 又は名称	●●株式会社 代表取締役 ●● ●●	※ 備 考	
	⑥ 住 所	●●県●●市●●町 ●●丁目●●番●●号		
⑦	承継の原因	〇〇のため		

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8 承継届出書 記入項目

項 目		内 容
①	届出者	届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名を記入すること
②	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の名称を記入すること
③	工場又は事業場の所在地	工場又は事業場の所在地を記入すること
④	承継の年月日	承継の年月日を記入すること
⑤	被承継者の氏名又は名称	被承継者の氏名又は名称を記入すること
⑥	被承継者の住所	被承継者の住所を記入すること
⑦	承継の原因	承継の原因を記入すること

2 図面等の作成例

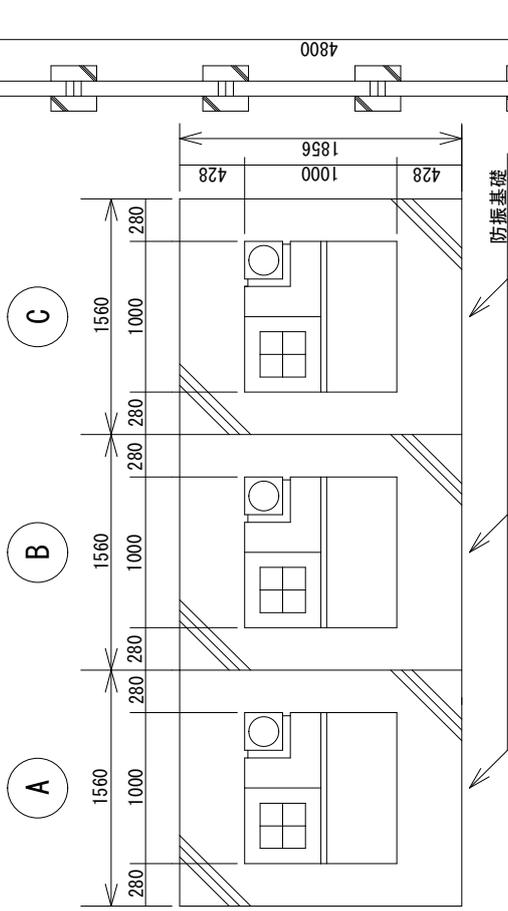
2-1 騒音規制法の届出に添付する図面等の概要

図面等		概要	備考
ア	特定施設の構造とその寸法を記入した概要図	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設の構造の概要図を提示すること ・特定施設は型式や公称能力、騒音レベル等の概要が示されているものを提示すること ・概要図に関しては製造メーカーの仕様書等がこれらを満足している場合は概要図に変えて添付しても可 	(図面の例：2-2)
イ	騒音の防止の方法（消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等）の概要を明らかにする概要図	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音防止施設の構造の概要図を提示すること ・騒音防止施設は騒音レベルの遮音性能等の概要が示されているものを提示すること ・概要図に関しては製造メーカーの仕様書等がこれらを満足している場合は概要図に変えて添付しても可 	(図面の例：2-2)
ウ	特定施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・建築図面等を利用して特定施設及び騒音防止施設等を配置した図面を作成すること ・特定施設の設置場所が屋上等複数階ある場合は、その階ごとに配置図と建物の立面図等を作成すること ・配置図には特定施設から他の民地等の敷地境界線までの距離（m）を記入すること 	(図面の例：2-3)
エ	工場等の敷地境界線における騒音の大きさの計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図で示した他の民地等の敷地境界線における騒音レベルを計算すること ・計算した騒音レベルについて、規制基準と照らし合わせて規制基準を超過しているか確認すること ・敷地境界線において規制基準を超過するようであれば、規制基準を遵守するよう防音壁等の設置を検討すること ・計算に使用した計算式等は根拠等を提示すること 	(図面の例：2-3,2-4) (計算式の例) <ul style="list-style-type: none"> ・点音源の距離減衰の式 ・有限長線の距離減衰の式 ・有限面音源の距離減衰の式 他 (敷地境界線の受音点の高さ) <ul style="list-style-type: none"> ・地上面から1.2mから1.5m程度とする
オ	工場・事業場への案内図	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画図等を使用し工場・事業場への案内図を作成すること 	(図面の例：2-5)

※届出書及び別紙の用紙の大きさは、やむを得ないものを除き、日本産業規格A4若しくはA3とすること。

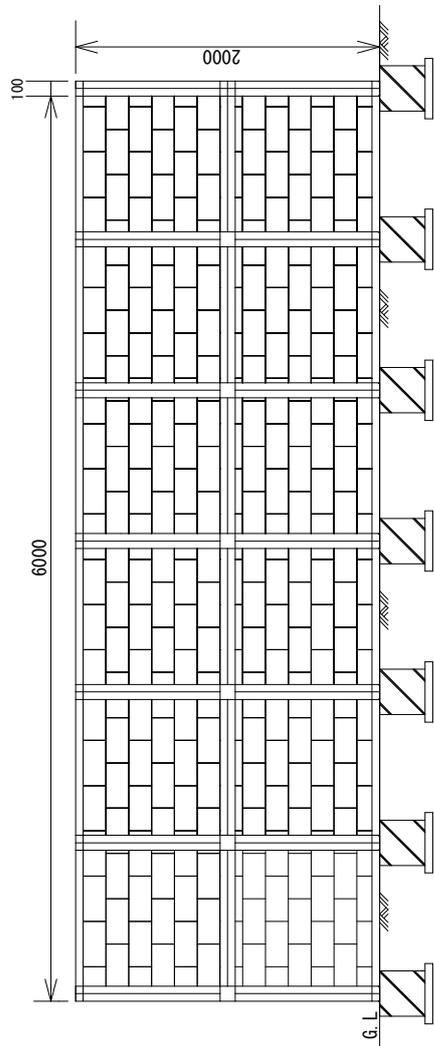


特定施設・遮音壁・防振基礎立面図



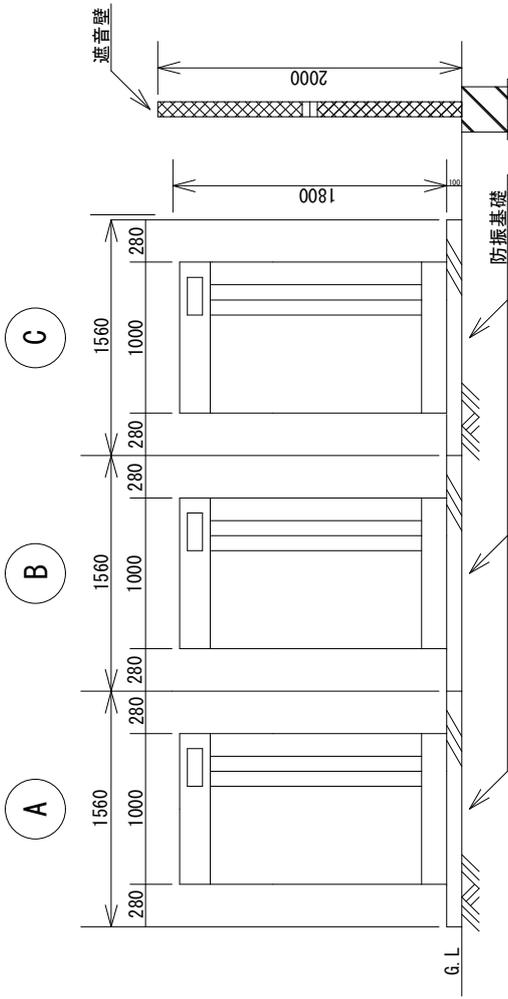
【scale 1/50】(A4)

遮音壁立面図



【scale 1/50】(A4)

特定施設・遮音壁・防振基礎立面図



【scale 1/50】(A4)

特定施設の概略 (A・B・C 共通)

品番	*****
高さ (mm)	1800
幅 (mm)	1000
奥行 (mm)	1000
原動機の定格出力 (Kw)	7.5
騒音レベル (dB) (測定位置: 1.00m)	70
振動レベル (dB) (測定位置: 1.00m)	70

2-4 工場等の敷地境界線における騒音・振動の大きさの計算書の例

騒音計算の例（点音源の距離減衰等）

敷地境界線の位置	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
対象施設	A	B	C	A	A	B	B	C	C	A	B	C
既知の音源までの距離(m) : r_1	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
既知の距離における騒音レベル(dB) : L_1	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
既知の音源と受音点（敷地境界線）までの距離(m) : r_2	15.00	15.00	15.00	23.00	10.50	24.50	9.00	26.00	7.50	6.00	6.00	6.00
受音点（敷地境界線）における騒音レベル(dB) : L_2	46	46	46	43	50	42	51	42	52	54	54	54
防音設備等による騒音レベルの減衰値(dB) : L_{sp1}					20		20		20	20	20	20
建物等による騒音レベルの減衰値(dB) : L_{sp2}				10		10		10				
敷地境界線における騒音レベル(dB) : L_3	46	46	46	33	30	32	31	32	32	34	34	34

【備考】

使用計算式

$$L_2 = L_1 - 20 \log(r_2/r_1) \quad L_3 = L_2 - (L_{sp1} + L_{sp2})$$

振動計算の例（距離減衰等）

敷地境界線の位置	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
対象施設	A	B	C	A	A	B	B	C	C	A	B	C
加振点から基準点までの距離(m) : r_0	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
基準点における振動レベル(dB) : L_0	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
防振施設・建物等による減衰(dB) : L_{AV}	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
防振対策後の基準点における振動レベル(dB) : $L_1 = L_0 - L_{AV}$	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
幾何減衰定数 : n	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
内部減衰係数 : λ	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
加振点から受振点（敷地境界線）までの距離(m) : r	15.00	15.00	15.00	23.00	10.50	24.50	9.00	26.00	7.50	6.00	6.00	6.00
敷地境界線における振動レベル(防振対策無 [※]) (dB) : L_2	56	56	56	53	58	52	59	52	60	61	61	61
敷地境界線における振動レベル(防振対策有 [※]) (dB) : L_3	26	26	26	23	28	22	29	22	30	31	31	31

【備考】

使用計算式 : $L = L_0 - 20 \log(r/r_0) - 8.68 \lambda (r - r_0)^{n*}$

L : ある点における振動加速度レベル L_0 : 基準点における振動加速度レベル

r_0 : 加振点から基準点までの距離(m) r : ある点から受振動点までの距離(m)

λ : 地盤の内部減衰係数（上記の式では $\lambda = 0.02$ として算出している）

n : 幾何減衰定数（上記の式では表面波=0.5として算出している）

※上記の式については、防振対策無の場合は L を L_2 、防振対策有の場合は L_0 を L_1 、 L を L_3 に置き換えて各値を算出している



2-5 工場・事業場への案内図の例

3 關係資料

○騒音規制法施行令（特定施設関係抜粋）

（特定施設）

第一条 騒音規制法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

別表第一（第一条関係）

一 金属加工機械

イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が二二・五キロワット以上のものに限る。）

ロ 製管機械

ハ ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。）

ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）

ホ 機械プレス（呼び加圧能力が二九四キロニュートン以上のものに限る。）

ヘ せん断機（原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。）

ト 鍛造機

チ ワイヤフォーミングマシン

リ ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）

ヌ タンブラー

ル 切断機（といしを用いるものに限る。）

二 空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

四 織機（原動機を用いるものに限る。）

五 建設用資材製造機械

イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。）

ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。）

六 穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

七 木材加工機械

イ ドラムバーカー

ロ チッパー（原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）

ハ 碎木機

ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）

ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）

ヘ かな盤（原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）

八 抄紙機

九 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）

一〇 合成樹脂用射出成形機

一一 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

騒音規制法の特定工場等に係る規制基準（第三条，第四条関係）

区域区分	指定地域	時間の区分		
		昼間 8:00～ 19:00	朝夕 6:00～ 8:00 19:00～22:00	夜間 22:00～ 翌日 6:00
第一種	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	50デシベル 以下	45デシベル 以下	40デシベル 以下
第二種	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域の一部 第一特別地域	55デシベル 以下	50デシベル 以下	45デシベル 以下
第三種	近隣商業地域 準工業地域 第二特別地域	65デシベル 以下	60デシベル 以下	50デシベル 以下
第四種	工業地域 工業専用地域	70デシベル 以下	65デシベル 以下	60デシベル 以下

- ・区域区分の「第一種区域」，「第二種区域」，「第三種区域」及び「第四種区域」とは，それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
- ・第一種区域：第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
- ・第二種区域：第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域及び第一特別地域並びに市街化調整区域のうち大字松ヶ崎字木崎，谷添，羽中，須賀前，島合及び堂ノ下の全部の地域並びに字東前，篠籠田橋及び見崎の一部の地域，大字高田字新堤，西前田及び東前田の全部の地域並びに字遠上，谷中，上，天神前，下，谷中上，西中上，中上，殿内及び町田の一部の地域，大字篠籠田字初音，篠塚，内野及び寺前の一部の地域，大字花野井字三畝割の一部の地域，大字布施字殿台，堂ノ下，宮ノ内，荒屋敷，山の田台，西ノ前，土谷，鍋田，東ノ前，宮ノ前，鳥飼山，鴻ノ巣，宮田向，一ツ木台，廻り作台，上沼，下沼及び本願寺の全部の地域並びに字四本榎，寺山，新屋敷，宿ノ後，古谷，東，谷ノ尻，前谷，前原，大日，十三本原及び新田の一部の地域，大字布施下の一部の地域，大字根戸字新堤の一部の地域，大字根戸新田字水戸の全部の地域，大字呼塚新田字木崎の一部の地域，大字松ヶ崎新田字水門及び木崎の一部の地域，大字名戸ヶ谷字北小橋，西小橋，東小橋，南小橋，新畑，上郷，宮前，上ノ内，聖前，中久保，表谷津，堀込，中山越及び山越の全部の地域並びに字小橋戸の一部の地域，大字中原字拾六丁及び名戸ヶ谷前の全部の地域，大字増尾字丸山下，稲荷下，辺田前，本郷，宮根，松山，鷲ノ山，中郷，向根，上向根，葛ヶ谷及び小山台の全部の地域並びに字四斗蒔，篠塚，堂谷，松山下，山ノ下，宮ノ下，天王下，坊山，門前及び平松の一部の地域，大字増尾四丁目の一部の地域，大字増尾八丁目の一部の一部の地域，大字藤心字上耕地，砂部田，慈本寺前，寺内，宿畑，瀬室，津戸口，一本松，鶴巻，藤ノ木，沖内，上人塚，天神前，上人塚前及び木戸外の全部の地域並びに字砂部田前，大宮戸，川中及び葉貫台の一部の地域，大字藤心一丁目の一部の一部の地域，大字逆井字浅間前，三ノ台，向，寺山，中島，林田，浮内，柳橋，古宿，定山，向山，戸崎，下田，辻，北ノ下，中台，根切，大山，宮田島，小山，山伏，天神前及び庚申前の全部の地域並びに字林ノ台及び八町歩の一部の地域，大字逆井五丁目の一部の一部の地域，大字新逆井一丁目の一部の一部の地域，大字南増尾字南割，道向及び左大道の全部の地域，大字南逆井七丁目の一部の一部の地域，大字酒井根字大清水，長作，西ヶ原，溜台及び棒ヶ谷の全部の地域並びに字堀込，西山及び庚申前の一部の地域とする。

- ・第三種区域：近隣商業地域，商業地域，準工業地域（ただし，第一特別地域を除く。）及び第二特別地域
- ・第四種区域：工業地域（ただし，第二特別地域を除く。）及び工業専用地域（ただし，第二特別地域を除く。）
- ・市街化調整区域，第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，田園住居地域，近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域，工業専用地域及び風致地区とは，平成三十年四月一日現在において，都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項並びに第八条第一項第一号及び第七号の規定により定められた区域，地域及び地区をいう。
- ・第二種区域，第三種区域及び第四種区域内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校，児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所，医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの，図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館，老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における基準値は，表に掲げるそれぞれの基準値から五デシベルを減じた値を基準値とする。
- ・第一特別地域とは，準工業地域及び工業地域のうち，第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域に接する地域であり，かつ，第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域の周囲五十メートル以内の地域をいう。
- ・第二特別地域とは，工業地域及び工業専用地域のうち，第一種住居地域，第二種住居地域又は準住居地域に接する地域であり，かつ，第一種住居地域，第二種住居地域又は準住居地域の周囲五十メートル以内の地域をいう。